



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

- | | | |
|--|--------------|----|
| *1 附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 | (行政改革課)..... | 7 |
| *2 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (人事課)..... | 19 |
| *3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 19 |
| *4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 20 |
| *5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 21 |
| *6 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 | (")..... | 21 |
| *7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 23 |
| *8 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 23 |
| *9 和歌山県税条例の一部を改正する条例 | (税務課)..... | 24 |
| *10 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | (市町村課)..... | 25 |
| *11 和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例 | (障害福祉課)..... | 27 |
| *12 和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 | (")..... | 27 |
| *13 准看護師試験委員条例を廃止する条例 | (医務課)..... | 28 |
| *14 和歌山県新型インフルエンザ等対策本部条例 | (健康推進課)..... | 28 |
| *15 和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 | (労働政策課)..... | 29 |
| *16 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例 | (果樹園芸課)..... | 30 |
| *17 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (林業振興課)..... | 31 |
| *18 和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例 | (道路政策課)..... | 32 |
| *19 和歌山県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例 | (道路保全課)..... | 56 |
| *20 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 | (港湾空港課)..... | 66 |
| *21 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例 | (")..... | 66 |
| *22 和歌山県海浜公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 | (")..... | 66 |
| *23 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 | (教育委員会)..... | 67 |
| *24 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 67 |
| *25 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (")..... | 68 |
| *26 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 | (")..... | 70 |
| *27 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | (警察本部)..... | 70 |
| *28 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 | (")..... | 71 |
| *29 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 | (財政課)..... | 71 |

公布された条例のあらまし

◇附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び教育委員会の附属機関を設置するとともに、公の施設の指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ指定管理者選定委員会の意見を聴くこととするほか、所要の改正を行いました。(第 1 条～第 19 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる期間を延長しました。(第 1 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設しました。(第 13 条及び第 24 条の 5 関係)
- (2) 管理職手当を支給することとされる職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(本則附則第 14 項関係)
- (3) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について 37 歳に満たない職員の平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整を行いました。(附則第 2 項～第 4 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1 の (1) の改正 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 1 の (3) の改正 平成 25 年 4 月 1 日

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3 号給以上の給料月額を受ける第 1 号任期付研究員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3 号給以上の給料月額を受ける特定任期付職員及び管理職手当を支給することとされる特定業務等従事任期付職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 2 項及び第 3 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の退職手当の支給割合を引き下げるとともに、国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、知事及び副知事を除く職員の退職手当の額の算出に使用する調整率を引き下げました。(第 1 条～第 5 条関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

職員の週休日の確保を図る観点から、週休日に特に勤務することを命ずる必要がある場合に、勤務日の勤務時間のうち 4 時間又は 3 時間 45 分を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができるようにしました。(第 5 条関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

新型インフルエンザ等の患者が発生した場合において、防疫作業等に直接従事したときを新たに防疫業務等手当の支給対象とするとともに、病院看護業務等手当の額を見直しました。(第 9 条及び第 13 条関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県税に関する条例に基づき行う不利益処分等について、和歌山県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととするなど所要の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。(第 3 条の 2、第 3 条の 3、第 42 条の 24、第 49 条、第 60 条、第 63 条の 2、第 68 条の 2 及び附則第 22 項関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 42 条の 24、第 49 条、第 63 条の 2、第 68 条の 2 及び附則第 22 項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法令の一部改正等に伴い、規定の整備を行いました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者自立支援法等の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 1 条～第 4 条関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 4 条の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法等の一部改正に伴い、基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めました。(題名、第 1 条及び第 3 条～第 6 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇准看護師試験委員条例を廃止する条例

1 条例概要

保健師助産師看護師法に規定する准看護師試験委員に関する事務が関西広域連合に移管されることに伴い、准看護師試験委員条例を廃止しました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県新型インフルエンザ等対策本部条例

1 条例概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 26 条の規定に基づき、和歌山県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めました。

2 施行期日

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

◇和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止しました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例

1 条例概要

ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延を防止するため、県、栽培者等及び農業者の組織する団体等の責務を定めるとともに、特定サクラ属等の植物の移動の制限その他必要な事項を定めることにより、ウメ、モモ、スモモ等のサクラ属の果実の生産の安全を図ることを目的とします。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

熊野川第 2 緑の雇用担い手住宅を廃止しました。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

1 条例概要

道路法の一部改正に伴い、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準並びに当該県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

1 条例概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、県が管理する県道に

係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

日高港の港湾施設に係る使用料の特例期間を延長しました。(付則第 5 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

1 条例概要

南紀白浜空港における国内定期航空運送事業に係る着陸料を引き下げる期間を当分の間とする
とともに、規定の整備を行いました。(第 11 条、付則第 2 項及び付則第 3 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県海浜公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県加太ビーチを海浜公園として位置付けるとともに、シャワー(温水)を有料施設として
新たに供用開始するほか、規定の整備を行いました。(第 2 条、第 6 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 25 年 7 月 1 日から施行します。

◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

教育委員会の事務局の職員の定数を改めました。(第 2 条関係)

201 人 → 211 人

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設しました。(第 13 条及び第 20 条の 5 関係)
- (2) 管理職手当を支給することとされる教育職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(本則
附則第 10 項関係)
- (3) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について 37 歳に満たない
職員の平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整を行いました。(附則第 2 項～第 4 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1 の (1) の改正 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日
のいずれか遅い日
- (2) 1 の (3) の改正 平成 25 年 4 月 1 日

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設しました。(第 15 条及び第 21 条の 5 関係)
- (2) 管理職手当を支給することとされる市町村立学校職員の給料月額を減じる期間を延長しまし

た。（本則附則第 8 項関係）

- (3) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について 37 歳に満たない職員の平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整を行いました。（附則第 2 項～第 4 項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

- (1) 1 の（1）の改正 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
(2) 1 の（3）の改正 平成 25 年 4 月 1 日

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県立学校等の職員の定数を改めました。（第 2 条及び第 4 条関係）

高等学校	2, 233 人	→	2, 193 人
特別支援学校	1, 060 人	→	1, 046 人
小学校	4, 045 人	→	4, 035 人
中学校	2, 389 人	→	2, 383 人

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

- (1) 管理職手当を支給することとされる警察官の給料月額を減じる期間を延長しました。（本則附則第 8 項関係）
(2) 和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について 37 歳に満たない警察官の平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整を行いました。（附則第 2 項～第 4 項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、1 の（2）の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の定員及び階級別定員を改めました。（第 2 条関係）

警部補及び巡査部長	1, 225 人	→	1, 227 人
巡査	643 人	→	644 人

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

内容は、次のとおりです。

- (1) 加太ビーチのシャワー（温水）の使用料の額を定めました。（別表第 1 第 3 2 項関係）
(2) 准看護師に係る試験及び免許等に関する事務並びに調理師法及び製菓衛生師法の施行に関する事務が関西広域連合に移管されることに伴い、これらの事務に係る手数料を廃止しました。（別表第 2 第 1 2 項並びに別表第 3 第 3 項及び第 4 項関係）
(3) 養ほう振興法及びみつばち転飼条例の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第 2 第 1 7 項及び別表第 3 第 1 2 項関係）

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴い、風俗営業の許可等の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定しました。（別表第 2 第 2 8 項関係）

(5) 和歌山県工業技術センターの機器の更新に伴う手数料の額の改定等を行いました。（別表第 3 第 6 項関係）

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の（1）の改正は平成 25 年 7 月 1 日から、1 の（3）の改正（別表第 2 第 1 7 項に係る改正に限る。）及び 1 の（5）の改正は公布の日から施行します。

条 例

附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 号

附属機関の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（附属機関の設置等に関する条例の一部改正）

第 1 条 附属機関の設置等に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（附属機関の設置）

第 2 条 知事の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務
和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	知事直轄組織が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県情報公開制度審議会	県の情報公開制度についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県総務部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	総務部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県債権整理審査会	債権整理についての重要事項の調査審議に関する事務

和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	企画部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県文化表彰選考委員会	和歌山県文化表彰の選考についての審議に関する事務
和歌山県名匠表彰選考委員会	和歌山県名匠表彰の選考についての審議に関する事務
和歌山県美術展覧会運営委員会	和歌山県美術展覧会の運営方針についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会	和歌山県民文化会館の指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県国際交流センター指定管理者選定委員会	和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県文化・スポーツ振興助成事業選考委員会	文化及びスポーツの振興の助成に係る事業の審査に関する事務
和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会	和歌山県立情報交流センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県環境表彰選考委員会	和歌山県環境表彰の選考についての審議に関する事務
和歌山県地域グリーンニューディール基金活用検討委員会	和歌山県地域グリーンニューディール基金活用事業についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県環境生活部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	環境生活部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県環境衛生研究センター評価委員会	和歌山県環境衛生研究センターが実施する調査研究に係る課題についての審査に関する事務
和歌山県環境衛生研究センター	和歌山県環境衛生研究センターが実施する人を対象とする研究に

倫理審査委員会	係る倫理的な配慮の審査に関する事務
和歌山県リサイクル製品認定審査会	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）第5条の認定及び認定を受けたりリサイクル製品の利用の促進についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県廃棄物処理施設専門委員会	廃棄物処理施設の設置又は変更の許可についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会	和歌山交通公園、和歌山県NPOサポートセンター、和歌山県立青少年の家及び紀北公園の指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県クリーニング師試験委員	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条の規定によるクリーニング師試験の実施に関する事務
和歌山県公衆浴場入浴料金協議会	公衆浴場入浴料金統制額の指定についての調査審議に関する事務
和歌山県生鮮食品生産衛生管理システム認証審査会	生鮮食品生産衛生管理システム認証についての調査審議に関する事務
白梅賞受賞者選考委員会	白梅賞の選考についての審議に関する事務
和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	福祉保健部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県次世代育成支援対策地域協議会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の計画及び次世代育成支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県長寿社会対策推進会議	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の計画及びその

	推進その他の高齢者の介護、医療及び福祉についての重要事項の調査審議に関する事務
紀の国チャレンジド賞選考等委員会	紀の国チャレンジド賞の選考及び紀の国チャレンジド・サポート感謝状の贈呈についての審議に関する事務
和歌山県福祉のまちづくり推進検討委員会	福祉のまちづくり推進についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰審査委員会	和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰の選考についての審議に関する事務
和歌山県医療対策協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の12第1項の医療従事者の確保についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県精度管理専門委員会	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の登録を受けた衛生検査所における検査の業務の管理及び精度の確保についての調査審議に関する事務
和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者選定委員会	和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県災害医療対策会議	災害医療体制の整備についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県医学研究奨励賞選考委員会	和歌山県医学研究奨励賞の選考についての審議に関する事務
和歌山県ナース章選考委員会	和歌山県ナース章の選考についての審議に関する事務
和歌山県地域保健医療協議会	保健医療に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県地域・職域連携推進協議会	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項の計画及びその推進についての重要事項の調査審議に関する事務

和歌山県生活習慣病検診管理指導協議会	がん、心臓病等の生活習慣病に係る検診についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県特定疾患対策協議会	特定疾患対策についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県感染症対策委員会	感染症対策についての重要事項の調査審議並びにエイズ治療拠点病院並びに肝疾患診療連携拠点病院及び専門医療機関の選定についての審査に関する事務
和歌山県肝疾患認定審査会	和歌山県肝炎治療特別促進事業の対象となる患者の認定に係る審査に関する事務
和歌山県健康危機管理専門家会議	健康危機管理施策についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県毒物劇物取扱者試験委員	毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験の実施に関する事務
和歌山県登録販売者試験委員	薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項の規定による登録販売者試験の実施に関する事務
和歌山県献血推進協議会	献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県中小企業振興対策審議会	中小企業の振興対策の樹立及びその実施についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県商工観光労働部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	商工観光労働部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第82条の組合協約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第6条第3項後段の規定によりその意見を聴かれた場合における同項に規定する当該事項及び中小企業等協同組合法（

	昭和24年法律第181号) 第9条の2の2の規定による団体協約に関し知事の行うあっせん又は調停についての調査審議に関する事務
和歌山県大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく大規模小売店舗の立地についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県中小企業高度化資金貸付審査委員会	独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)に基づく中小企業高度化資金の貸付の審査に関する事務
和歌山県勤労福祉会館指定管理者選定委員会	和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県郷土伝統工芸品審議会	郷土伝統工芸品についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会	中小企業振興支援に係る事業の審査に関する事務
和歌山県中小企業事業計画評価委員会	中小企業が作成する事業計画についての審査に関する事務
プレミア和歌山推奨品審査委員会	和歌山県優良県産品(プレミア和歌山)についての審査及びその制度についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県起業家支援施設等入居審査委員会	起業家創出支援施設及び販路開拓拠点施設への入居についての審査に関する事務
和歌山県産業表彰審査委員会	和歌山県産業表彰の選考についての審議に関する事務
和歌山県産業技術戦略会議	和歌山県産業技術基本計画についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県産業技術高度化支援審査委員会	産業技術高度化支援に係る事業の審査に関する事務
和歌山県発明考案表彰審査会	和歌山県発明考案表彰の選考についての審議に関する事務

和歌山県工業技術センター評価委員会	和歌山県工業技術センターの運営についての重要事項の審査に関する事務
和歌山県誘致企業認定審査委員会	誘致企業の認定の特例に係る審査に関する事務
和歌山県観光審議会	観光開発計画の基本的事項その他観光事業についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県農林水産関係試験研究評価委員会	農林水産関係試験研究機関が実施する試験研究に係る課題についての審査に関する事務
和歌山県農林水産部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	農林水産部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県農業農村振興委員会	農地、農業用施設等の適正かつ円滑な利活用についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県ふるさと認証食品検討委員会	和歌山県ふるさと認証食品についての審査に関する事務
和歌山県植物公園緑花センター等指定管理者選定委員会	和歌山県植物公園緑花センター及び根来山げんきの森の指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県緑化功労賞選考委員会	和歌山県緑化功労賞の選考についての審議に関する事務
和歌山県水産業振興対策審議会	水産業の振興対策の樹立及びその実施並びに漁業協同組合の合併の促進についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県県土整備部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	県土整備部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県公共工事入札監視委員	県が発注する公共工事の入札及び契約手続の適正な執行について

会	の調査審議に関する事務
和歌山県公共事業再評価委員会	県が実施する公共事業の再評価についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県建設工事等総合評価審査委員会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の総合評価落札方式による入札についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県建設工事等実績認定審査会	県が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における実績条件と同等の能力を有すると認められる者についての審査に関する事務
和歌山県建設技術審査会	県内の建設企業の新たな事業展開や新技術開発に係る事業の審査に関する事務
和歌山県公有地価格審査会	県が取得し、又は譲渡する土地の価格の妥当性についての審査に関する事務
和歌山県河川整備審議会	県が管理する河川の整備に関する方針、計画及び評価についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県土砂災害対策審議会	土砂災害防止のための対策の推進に関する施策についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県和歌川河川公園指定管理者選定委員会	和歌山県和歌川河川公園の指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県都市公園等指定管理者選定委員会	和歌公園、紀三井寺公園、河西緩衝緑地、秋葉山公園県民水泳場及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県港湾施設等指定管理者選定委員会	和歌山県和歌山マリーナ及び和歌浦漁港指定漁港施設の指定管理者の指定についての審査に関する事務
和歌山県会計局所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員	会計局が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定につ

会	いての審査に関する事務
和歌山県役務提供等実績認定審査会	県が発注する役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札における実績条件と同等の実績を有すると認められる者についての審査に関する事務
和歌山県役務提供総合評価審査委員会	県が発注する役務の提供に係る委託業務の総合評価落札方式による入札についての重要事項の調査審議に関する事務

- 2 教育委員会の附属機関として、次の表の右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

附属機関の名称	担任する事務
きのくに教育審議会	和歌山県教育振興計画その他の教育についての重要事項の調査審議に関する事務
和歌山県教育委員会事務評価審議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価についての調査審議に関する事務
和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	教育委員会が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務
和歌山県スポーツ賞選考委員会	和歌山県スポーツ賞の選考についての審議に関する事務
和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会	和歌山県立体育館、和歌山県立武道館及び県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホール・武道・体育センター和歌山ビッグウェーブの指定管理者の指定についての審査に関する事務
きのくに教育賞選考委員会	きのくに教育賞の選考についての審議に関する事務
和歌山県教員の資質向上審議会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2第1項又は第4項の規定による認定等についての調査審議に関する事務

和歌山県学校給食表彰選考委員会	和歌山県学校給食表彰の選考についての審議に関する事務
和歌山県教職員健康審査会	教育委員会が任命する学校職員に係る労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の4の措置及び同法第68条の規定による就業の禁止についての審査に関する事務

（和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第2条 和歌山県立情報交流センター設置及び管理条例（平成16年和歌山県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県立情報交流センター指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部改正）

第3条 和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例の一部改正）

第4条 和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県国際交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第5条 和歌山県国際交流センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県国際交流センター指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県立青少年の家設置及び管理条例の一部改正）

第6条 和歌山県立青少年の家設置及び管理条例（平成12年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山交通公園・和歌山県NP
Oサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第7条 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例
第71号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県障害児(者)・高齢者
歯科口腔保健センター指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部改正)

第8条 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例(昭和59年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改
正する。

第8条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県勤労福祉会館指定管理
者選定委員会の意見を聴くものとする。

(和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例の一部改正)

第9条 和歌山県植物公園緑花センター設置及び管理条例(昭和54年和歌山県条例第9号)の一部を次の
ように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県植物公園緑花センター
等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(根来山げんきの森設置及び管理条例の一部改正)

第10条 根来山げんきの森設置及び管理条例(平成14年和歌山県条例第24号)の一部を次のように改正す
る。

第6条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県植物公園緑花センター
等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(和歌山県漁港管理条例の一部改正)

第11条 和歌山県漁港管理条例(昭和41年和歌山県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県港湾施設等指定管理者
選定委員会の意見を聴くものとする。

(和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例の一部改正)

第12条 和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例(平成9年和歌山県条例第34号)の一部を次のように
改正する。

第13条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県和歌川河川公園指定管

理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県マリーナ条例の一部改正）

第13条 和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県港湾施設等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県都市公園条例の一部改正）

第14条 和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、和歌山交通公園及び紀北公園については和歌山交通公園・和歌山県NPOサポートセンター・和歌山県立青少年の家指定管理者選定委員会の意見を、その他の都市公園については和歌山県都市公園等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（県民水泳場設置及び管理条例の一部改正）

第15条 県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県都市公園等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例の一部改正）

第16条 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県都市公園等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県立体育館設置及び管理条例の一部改正）

第17条 和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

（和歌山県立武道館設置及び管理条例の一部改正）

第18条 和歌山県立武道館設置及び管理条例（昭和44年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例の一部改正)

第19条 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・和歌山ビッグホール・武道・体育センター和歌山ビッグウエーブ設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ和歌山県社会教育施設等指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(和歌山県河川審議会条例の廃止)

2 和歌山県河川審議会条例(平成11年和歌山県条例第15号)は、廃止する。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第2号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例(平成13年和歌山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第3号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

第24条の4の次に次の1条を加える。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第24条の5 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第14項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条第2項中第21号を第22号とし、第20号の次に1号を加える改正規定及び第24条の4の次に1条を加える改正規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 次項から第4項までの規定 平成25年4月1日

（平成25年4月1日における号給の調整）

2 平成25年4月1日において37歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成20年4月1日において職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（人事委員会規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第4号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 3 月 2 2 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 3 月 2 2 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 4 第 1 項第 1 号中「100分の70」を「100分の59」に改め、同項第 2 号中「100分の50」を「100分の42」に改める。

付則第30項中「20年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第15条第 1 項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 7 条の 5 第 1 項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第30項」とする。

付則第31項中「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年和歌山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「第 3 条中傷病により退職した者にかかる退職手当に関する部分、新条例第 4 条もしく

は第 5 条」を「第 3 条から第 5 条まで」に改め、「20年以上」及び「、新条例第 3 条から第 5 条の 3 まで及び新条例付則第 3 項の規定にかかわらず」を削り、「100分の104」を「100分の87」に改める。

付則第 4 項中「第 3 条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第 3 条第 1 項」に改め、「36年」の次に「以上42年以下」を加え、「、新条例第 3 条第 1 項及び第 5 条の 2 並びに新条例付則第 3 項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

付則第 5 項中「、新条例第 5 条から第 5 条の 3 まで及び新条例付則第 3 項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (平成15年和歌山県条例第80号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「44年」を「42年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成18年和歌山県条例第11号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「退職手当の額が、新条例第 2 条の 4」を「額 (当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第30項の規定の例により計算して得られる額) にそれぞれ100分の87 (当該勤続期間が20年以上の者 (42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により又は勤務公署の移転により退職したものを除く。) 及び平成15年3月31日に在職する職員が、その者の非違によることなく勸奨を受けて附則第 9 項の規定による改正前の特例条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める期間内に退職する場合において、職員としての勤続期間が15年以上20年未満であり、かつ、年齢が50年以上であるものにあっては、104分の87) を乗じて得た額が、新条例第 2 条の 4」に改め、「附則第10項の規定による改正後の」及び「附則第11項の規定による改正後の」を削る。

(職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例 (昭和37年和歌山県条例第60号) の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「平成15年3月31日」を「前項の規定にかかわらず、平成15年3月31日」に、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項を付則第 3 項とし、付則第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 当分の間、職員がその者の非違によることなく勸奨を受けて第 2 条第 1 項に規定する規則で定める期間内に退職した場合における退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）付則第30項（新退職手当条例付則第32項及び第 3 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例付則第 5 項においてその例による場合を含む。）及び第31項の規定の適用については、新退職手当条例付則第30項中「100分の87」とあるのは、平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第 2 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第 3 項（同条例付則第 5 項においてその例による場合を含む。）及び第 4 項の規定の適用については、同条例付則第 3 項中「100分の87」とあるのは、平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第 4 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例付則第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間においては「104分の98」と、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間においては「104分の92」とする。
- 5 第 5 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例付則第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条例付則第 2 項及び第 3 項中「100分の87」とあるのは、平成25年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間においては「100分の92」とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「4 時間」の次に「若しくは 3 時間45分」を加える。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 8 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号中「第 4 項」の次に「、第 7 項」を加える。

第13条第 2 項第 1 号イ中「含む勤務」の次に「（1月につき 8 回目までのものに限る。）」を加え、同号イの次に次のように加える。

ウ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務（1月につき 8 回目までのものを除く。）である場合 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

(7) 深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合 3,800円

(4) 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満である場合 3,400円

(ウ) 深夜における勤務時間が 2 時間未満である場合 2,400円

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 5 号中「第49条及び第50条の規定による」を削る。

第 3 条の 3 第 1 項中「第 2 章」の次に「（第 8 条を除く。）」を、「第 3 章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第42条の24第 1 項中「第39条の 2 の 4 第 1 項各号」を「第39条の 2 の 3 第 1 項各号」に改め、同条第 4 項中「第39条の 3 の 3」を「第39条の 3 の 2」に改める。

第49条第 2 項中「はって」を「貼って」に改め、同条第 3 項中「はる」を「貼る」に改める。

第60条第 1 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 次に掲げる施設において、直接その本来の事業の用に供する送迎用の自動車

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者社会参加支援施設

ウ 生活保護法に規定する保護施設

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設

オ 介護保険法（平成 9 年法律第123号）に規定する介護老人保健施設（開設者が社会福祉法人であるものに限る。）

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム

キ アからカまでに準ずるものとして知事が認める施設

第60条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次に掲げる事業の用に供する送迎用の自動車

ア 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業及び移動支援事業

ウ ア又はイに準ずるものとして知事が認める事業

第63条の2第4項中「はって」を「貼って」に改める。

第68条の2第1項中「財団法人日本自動車査定協会（昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。第3項において同じ。）」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改め、同条第3項第1号中「財団法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

附則第22項第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第42条の24、第49条、第63条の2、第68条の2及び附則第22項の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第3条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の第3条の3第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第10号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表4の項中「各市町村（和歌山市を除く。）」を「各町村」に改め、同表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から28の項までを1項ずつ繰り上げ、27の項の次に次の1項を加える。

<p>28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「施行令」という。）第32条第1項の規定による届出の受理（施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものであって、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第35条第1項第1号、第2</p>	<p>各市町村</p>
---	-------------

号、第 4 号及び第 6 号に掲げる事項に係るものに限る。）

第 2 条第 1 項の表中29の項を削り、30の項を29の項とし、31の項から75の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表76の項中「(1)から(12)までに掲げる事務にあつては、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であつて、その行う事業が当該市の区域を越えないものに限る。）」を削り、同項中(1)から(12)までを削り、(13)を(1)とし、(14)から(21)までを(2)から(9)までとし、同項を同表75の項とし、同表77の項を同表76の項とし、同表78の項を同表77の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

<p>78 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 8 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による報告の受理並びに同条第 4 項の規定による情報の提供の要求</p> <p>(2) 法第68条の10の規定による指導及び助言（薬局の管理者に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第69条第 2 項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（施行令第49条第 1 項の規定により管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業又は賃貸業の届出を行ったものとみなされた者（高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業に係る者を除く。以下この項において「特例届出者」という。）に係るものに限る。）並びに法第69条第 3 項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問</p> <p>(4) 法第70条第 1 項の規定による命令（特例届出者に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第72条第 4 項の規定による命令及び禁止（特例届出者に係るものに限る。）</p> <p>(6) 法第72条の 3 の規定による命令</p> <p>(7) 法第72条の 4 及び第73条の規定による命令（特例届出者に係るものに限る。）</p> <p>(8) 法第75条第 1 項の規定による命令（特例届出者に係るものに限る。）</p> <p>(9) 施行令第49条第 2 項の規定による通知の受理</p>	<p>和歌山市</p>
---	-------------

第 2 条第 1 項の表中79の項及び80の項を削り、81の項を79の項とし、同条第 2 項中「59の項(3)」を「58の項(3)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の第 2 条第 1 項の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 1 号

和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例

（和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正）

第 1 条 和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成18年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正）

第 2 条 和歌山県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成19年和歌山県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第 3 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 4 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第 5 条第12項」を「第 5 条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 2 号

和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例

和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業」の次に「等」を加える。

第 1 条中「いう。）」の次に「第21条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、」を、「事業」の次に「等」を加える。

第 3 条の見出し中「事業」の次に「等」を加え、同条中「事業」の次に「等」を、「法」の次に「第21条の 5 の 4 第 2 項、」を加える。

第 4 条中「指定通所支援の」を「指定通所支援又は基準該当通所支援（以下「指定通所支援等」という。）の」に、「指定通所支援を」を「指定通所支援等を」に改める。

第 5 条及び第 6 条中「指定通所支援」を「指定通所支援等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

准看護師試験委員条例を廃止する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 3 月 2 2 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 3 号

准看護師試験委員条例を廃止する条例

准看護師試験委員条例（昭和26年和歌山県条例第53号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 3 月 2 2 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 4 号

和歌山県新型インフルエンザ等対策本部条例

（目的）

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）

第26条の規定に基づき、和歌山県新型インフルエンザ等対策本部（以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等対策本

部の事務を総括する。

- 2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。
- 4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

（会議）

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 本部長は、法第 23 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（室及び部）

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に室及び部を置くことができる。

- 2 室及び部に属すべき本部員は、本部長が指名する。
- 3 室に室長を置き、部に部長を置く。
- 4 室長及び部長は、本部員のうちから、本部長が指名する。
- 5 室長は室の事務を掌理し、部長は部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第 5 条 知事は、法第 7 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策本部に、新型インフルエンザ等対策の実施を要する地域にあつて当該対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

- 2 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員から本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。
- 4 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 現地対策本部員その他の職員は、現地対策本部長の命を受け、現地対策本部の事務に従事する。

（雑則）

第 6 条 この条例に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布す

る。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 15 号

和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県ふるさと雇用再生特別基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 16 号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延を防止するため、県、栽培者等及び農業者の組織する団体等の責務を定めるとともに、特定サクラ属等の植物の移動の制限その他必要な事項を定めることにより、ウメ、モモ、スモモ等のサクラ属の果実の生産の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サクラ属等の植物 ウメ、モモ、スモモ等のサクラ属の生植物（種子及び果実を除く。）並びにセイヨウマユミ、ナガバクコ及びヨウシュイボタの生植物（種子及び果実を除く。）をいう。
- (2) 特定サクラ属等の植物 サクラ属等の植物のうち規則で定めるものをいう。
- (3) 栽培者等 県内でサクラ属等の植物を栽培し、所有し、管理し、又は販売する者をいう。

(県の責務)

第3条 県は、ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(栽培者等の責務)

第4条 栽培者等は、ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延を防止するため必要な措置を講ずるとともに、県が実施するウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(農業者の組織する団体等の責務)

第5条 農業者の組織する団体及び防除業者は、県が実施するウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との協力)

第 6 条 県は、市町村に対し、県が実施するウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する施策への協力を求めることができる。

（移動の制限）

第 7 条 知事が定める県外の区域で栽培され、所有され、管理され、又は販売された特定サクラ属等の植物を県外の区域から県内の区域に移動しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事が定める県内の区域で栽培され、所有され、管理され、又は販売された特定サクラ属等の植物を当該区域から当該区域以外の区域に移動しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 3 条に規定する植物防疫官が調査を行うため、特定サクラ属等の植物を当該区域以外の区域へ移動しようとする場合は、この限りでない。

（通報）

第 8 条 ウメ輪紋ウイルスに感染していると疑われるサクラ属等の植物を発見した者は、遅滞なく、規則で定める事項を知事に通報しなければならない。

（立入検査）

第 9 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、ウメ輪紋ウイルスに感染していると疑われるサクラ属等の植物の存する場所その他必要な場所に立ち入り、検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは検査のため必要な最少量に限りサクラ属等の植物の葉を収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その検査員であることを示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（公表等）

第 10 条 知事は、栽培者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該栽培者等の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) 第 7 条の許可を受けずに特定サクラ属等の植物を移動した者

(2) 前条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者及び同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又はサクラ属等の植物の葉を収去させなかった者

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（適用除外）

第 11 条 第 7 条の規定は、法令で定めるところにより防除が行われる地域については、適用しない。

（雑則）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 17 号

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例（平成15年和歌山県条例第82号）の一部を次のように改正する。
別表熊野川第2緑の雇用担い手住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 18 号

和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準並びに当該県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「府省令」という。）で使用する用語の例による。

(道路の区分)

第3条 道路の区分は、政令第3条に定めるところによる。

(道路の構造の技術的基準)

第4条 第1条の県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における当該県道の構造の技術的基準は、次条から第46条までに定めるところによる。

(車線等)

第5条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号）第2条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区 分		地 形	設計基準交通量 (単位 1 日につき台)
第 1 種	第 2 級	平地部	14,000
		山地部	10,000
	第 3 級	平地部	14,000
		山地部	10,000
		平地部	13,000
第 3 種	第 2 級	平地部	9,000
		山地部	6,000
	第 3 級	平地部	8,000
		山地部	6,000
		平地部	8,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級		10,000
	第 3 級		9,000

交差点の多い第 4 種の道路については、この表の設計基準交通量に 0.8 を乗じた値を設計基準交通量とする。

- 3 前項に規定する道路以外の道路（第 2 種の道路で対向車線を設けないもの並びに第 3 種第 5 級及び第 4 種第 4 級の道路を除く。）の車線の数 は 4 以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2 の倍数）、第 2 種の道路で対向車線を設けないものの車線の数 は 2 以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる 1 車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区 分		地 形	1 車線当たりの設計基準交通量 (単位 1 日につき台)
第 1 種	第 2 級	平地部	12,000
		山地部	9,000
	第 3 級	平地部	11,000
		山地部	8,000
	第 4 級	平地部	11,000
		山地部	8,000
第 2 種	第 1 級		18,000
	第 2 級		17,000
第 3 種	第 2 級	平地部	9,000
		山地部	7,000
	第 3 級	平地部	8,000
		山地部	6,000

	第 4 級		5,000
第 4 種	第 1 級		12,000
	第 2 級		10,000
	第 3 級		10,000
交差点の多い第 4 種の道路については、この表の 1 車線当たりの設計基準交通量に 0.6 を乗じた値を 1 車線当たりの設計基準交通量とする。			

- 4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 1 種第 2 級、第 3 種第 2 級又は第 4 種第 1 級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に 0.25 メートルを加えた値、第 1 種第 2 級若しくは第 3 級の小型道路又は第 2 種第 1 級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から 0.25 メートルを減じた値とすることができる。

区 分		車線の幅員 (単位 メートル)	
第 1 種	第 2 級		3.5
	第 3 級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第 4 級	普通道路	3.25
		小型道路	3
第 2 種	第 1 級	普通道路	3.5
		小型道路	3.25
	第 2 級	普通道路	3.25
		小型道路	3
	第 3 種	第 2 級	普通道路
小型道路			2.75
第 3 級		普通道路	3
		小型道路	2.75
第 4 級			2.75
第 4 種	第 1 級	普通道路	3.25
		小型道路	2.75
	第 2 級及び第 3 級	普通道路	3
		小型道路	2.75

- 5 第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の普通道路の車道の幅員は、4 メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第 35 条の規定により車道に狭窄部さくを設ける場合においては、3 メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第 6 条 第 1 種又は第 2 種の道路 (対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。) の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数 が 4 以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数 (登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。) が 3 以下である第 1 種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ 100メートル以上のトンネル、長さ 50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第 1 種	第 2 級	4.5	2
	第 3 級	3	1.5
	第 4 級		
第 2 種	第 1 級	2.25	1.5
	第 2 級	1.75	1.25
第 3 種	第 2 級	1.75	1
	第 3 級		
	第 4 級		
第 4 種	第 1 級	1	
	第 2 級		
	第 3 級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第 4 項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第 1 種	第 2 級	0.75	0.25
	第 3 級	0.5	
	第 4 級		
第 2 種		0.5	0.25
第 3 種	第 2 級	0.25	
	第 3 級		

	第 4 級		
第 4 種	第 1 級	0.25	
	第 2 級		
	第 3 級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。

8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第7条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

（路肩）

第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分			車道の左側に設ける路肩の幅員（単位 メートル）	
第 1 種	第 2 級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	
	第 3 級及び第 4 級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	
第 2 種		普通道路	1.25	
		小型道路	1	
第 3 種	第 2 級から第 4 級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
	第 5 級		0.5	
第 4 種			0.5	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第 1 種の道路であって同方向の車線の数
1 であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道
の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長
さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の
特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の
車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第 2 級及び第 3 級	普通道路	2.5	1.75
	小型道路	1.25	
第 4 級	普通道路	2.5	2
	小型道路	1.25	

4 第 2 項の規定にかかわらず、自転車道又は自転車歩行者道を設けない道路の車道の左側に設ける路肩
の幅員は、自転車及び歩行者の安全な通行を勘案して定めるものとする。

5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄
に掲げる値以上とするものとする。

区 分			車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第 1 種	第 2 級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75
	第 3 級及び第 4 級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5
第 2 種	普通道路		0.75
	小型道路		0.5
第 3 種			0.5
第 4 種			0.5

6 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩 (第 3 項本文に規定する路肩を除く。) 又は小型道路のト
ンネルの車道の左側に設ける路肩 (同項本文に規定する路肩を除く。) の幅員は、第 1 種第 2 級の道路
にあっては 1 メートルまで、第 1 種第 3 級又は第 4 級の道路にあっては 0.75 メートルまで、第 3 種 (第
5 級を除く。) の普通道路にあっては 0.5 メートルまで縮小することができる。

7 副道に接続する路肩については、第 2 項の表第 3 種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中
「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第 2 項ただし書の規定は、適用しない。

8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道
の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小す
ることができる。

- 9 第 1 種又は第 2 種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 10 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあつては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）	
第 1 種	第 2 級	0.75	0.5
	第 3 級	0.5	0.25
	第 4 級		
第 2 種	第 1 級	0.5	
	第 2 級		

- 11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第 2 項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第 5 項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

（停車帯）

第 9 条 第 4 種（第 4 級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、1.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が高いと認められる場合においては、2.5メートルまで拡大することができる。

（軌道敷）

第10条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単 線 又 は 複 線 の 別	軌道敷の幅員（単位 メートル）
単線	3
複線	6

（自転車道）

第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形

の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(自転車歩行者道)

第12条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。
(歩道)

第13条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第3種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第3種又は第4種第4級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2メートル、並木を設ける場合にあつては1.5メートル、ベンチを設ける場合にあつては1メートル、その他の場合にあつては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留又はすれ違いの用に供する部分）

第14条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 歩道には、歩行者のすれ違いにより歩行者の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、歩行者のすれ違いの用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第15条 道路には、良好な道路交通環境又は沿道における良好な生活環境を確保するため必要がある場合は、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

(1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

(2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実に見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第16条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区 分		設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	
第1種	第2級	100	80
	第3級	80	60
	第4級	60	50
第2種	第1級	80	60
	第2級	60	50又は40
第3種	第2級	60	50又は40
	第3級	60、50又は40	30
	第4級	50、40又は30	20
	第5級	40、30又は20	
第4種	第1級	60	50又は40
	第2級	60、50又は40	30

	第 3 級	50、40又は30	20
	第 4 級	40、30又は20	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第17条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第35条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第18条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	曲線半径 (単位 メートル)	
100	460	380
80	280	230
60	150	120
50	100	80
40	60	50
30	30	
20	15	

(曲線部の片勾配)

第19条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第3種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配 (単位 パーセント)
第1種、第2種及び第3種	10
第4種	6

(曲線部の車線等の拡幅)

第20条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあつては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第2種及び第4種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（緩和区間）

第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第4種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（視距等）

第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
100	160
80	110
60	75
50	55
40	40
30	30
20	20

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が進越しを行なうのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区 分	設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断勾配（単位 パーセント）

第 1 種、第 2 種及び第 3 種	普通道路	100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	100	4	6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第 4 種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第24条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートル以上であるものにあつては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第4種第1級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度 (単位 1 時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)
-------------------------	----------	-------------------

100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	縦断曲線の長さ（単位 メートル）
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35
30	25
20	20

（舗装）

第26条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成13年国土交通省令第103号）で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その

他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（横断勾配）

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上2以下
その他	3以上5以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

（合成勾配）

第28条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 1時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
100	10
80	10.5
60	
50	11.5
40	
30	
20	

- 2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、8パーセント以下とするものとする。

（排水施設）

第29条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（平面交差又は接続）

第30条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差させてはならない。

- 2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。
- 3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）

の幅員は、第 3 種第 2 級又は第 4 種第 1 級の普通道路にあつては 3 メートルまで、第 3 種第 3 級又は第 4 種第 2 級若しくは第 3 級の普通道路にあつては 2.75 メートルまで、第 3 種又は第 4 種の小型道路にあつては 2.5 メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては 3 メートル、小型道路にあつては 2.5 メートルを標準とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、普通道路にあつては 2.5 メートルまで、小型道路にあつては 2 メートルまで縮小することができる。

5 第 2 項の規定にかかわらず、交通の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、屈折車線を設けず、第 5 条第 4 項に規定する車線の幅員の値に 1.5 メートルを加えた値とすることができる。

6 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

（立体交差）

第 31 条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が 4 以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第 5 条から第 8 条まで、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 21 条から第 23 条まで、第 25 条及び第 28 条並びに政令第 12 条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第 32 条 道路が鉄道又は軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45 度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ 30 メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5 パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上 5 メートルの地点における 1.2 メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 1 時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
50 未満	110

50以上70未満	160
70以上80未満	200
80以上90未満	230
90以上100未満	260
100以上110未満	300
110以上	350

(待避所)

第33条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で道路構造令施行規則第3条に定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第35条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第36条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停留所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防護施設)

第38条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(防災機能を強化する必要がある道路の幅員等)

第39条 防災機能を強化する必要がある道路の車道の幅員、路肩の幅員又は停車帯の設置の有無は、緊急自動車の通行又は災害時における復旧等の活動を勘案して定めるものとする。

- 2 津波により交通に支障を及ぼすおそれのある箇所には、必要に応じ、避難のための通路、自動車を停車する場所その他の避難のための施設を設けるものとする。

(トンネル)

第40条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

（橋、高架の道路等）

第41条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

（附帯工事等の特例）

第42条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から前条までの規定（第8条、第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（区分が変更される道路の特例）

第43条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第7項まで、第10項及び第12項、第9条第1項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条並びに政令第3条第4項及び第5項、政令第4条並びに政令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

（小区間改築の場合の特例）

第44条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、通学路その他の道路における歩行者の通行の安全を確保する必要がある場

合には、応急措置として歩道を設けることとする。この場合において、その幅員は、1メートルまで縮小することができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第45条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。ただし、自転車歩行者専用道路にあつては、地形の状況から自転車の通行の安全性及び快適性が確保される場合においては、前項に規定する幅員から側方余裕を確保するための部分を減じることができる。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条、第5条から第43条まで及び前条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第14条を除く。）は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第46条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第3条、第5条から第13条まで、第15条から第43条まで及び第44条第1項の規定は、適用しない。

（道路標識の寸法）

第47条 第1条の県が管理する県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法は、別表に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）


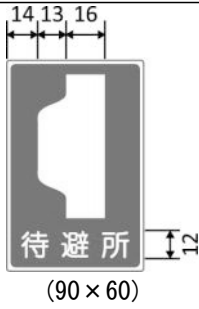
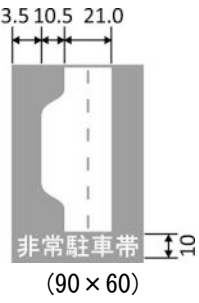
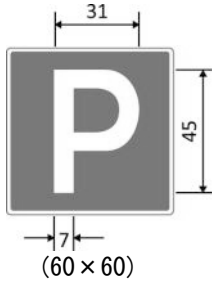

2 この条例の施行の日前に新設又は改築の工事に着手した県道の構造の技術的基準については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置している県が管理する県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法については、な

お従前の例による。

別表 (第47条関係)

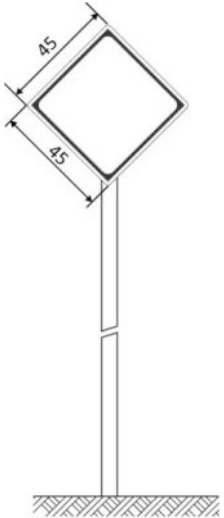

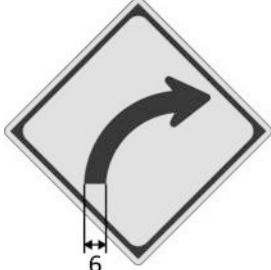
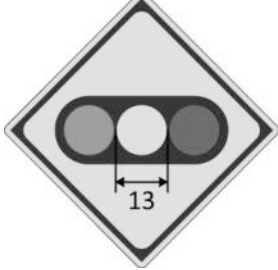

1 案内標識

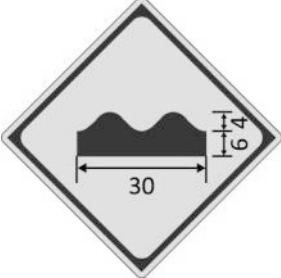

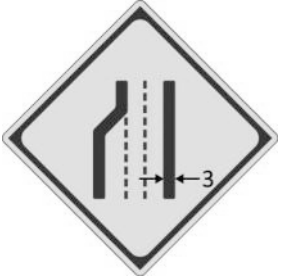
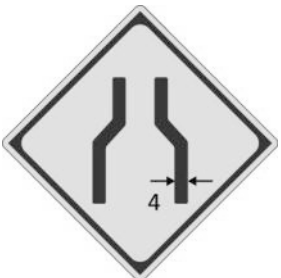

<p>非常電話 (116の2)</p>	
<p>待避所 (116の3)</p>	
<p>非常駐車帯 (116の4)</p>	
<p>駐車場 (117-A)</p>	
<p>登坂車線 (117の2-A)</p>	

<p>都道府県道番号 (118の2-A)</p>	
<p>都道府県道番号 (118の2-B)</p>	
<p>都道府県道番号 (118の2-C)</p>	
<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)</p>	
<p>総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)</p>	
<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)</p>	

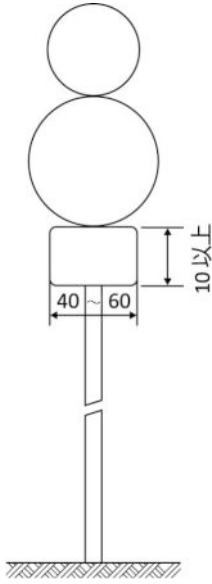

<p>高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)</p>	
<p>道路の通称名 (119-A)</p>	
<p>道路の通称名 (119-B)</p>	
<p>道路の通称名 (119-C)</p>	
<p>まわり道 (120-A)</p>	<p>(30 × 45)</p>

2 警戒標識

<p>標識板の寸法</p>	
<p>+形道路交差点あり (201-A)</p>	
<p>右 (又は左) 方屈曲あり (202)</p>	
<p>信号機あり (208の2)</p>	
<p>落石のおそれあり (209の2)</p>	

<p>路面凹凸あり (209の3)</p>	
<p>合流交通あり (210)</p>	
<p>車線数減少 (211)</p>	
<p>幅員減少 (212)</p>	
<p>二方向交通 (212の2)</p>	

3 補助標識

<p>標識板の寸法</p>	
<p>注意事項 (5 1 0)</p>	

備考

- 1 案内標識、警戒標識及び補助標識の寸法については、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 寸法が図示されている案内標識及び警戒標識については、図示の寸法（その単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
 - (2) 「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。
 - (3) 「駐車場」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」及び「まわり道」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（(2)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
 - (4) 「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
 - (5) 「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。
 - (6) 寸法が図示されている補助標識については、図示の寸法を基準とし、その附置される案内標識

又は警戒標識の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

- 2 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 寸法が図示されている案内標識及び警戒標識の文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
 - (2) 案内標識で、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点(114-B)」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号(118の2-B・C)」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、30センチメートル(ローマ字にあつては、その3分の2の値)を標準とする。ただし、景観に配慮すべきこと等特別の必要がある場合にあつては、交通の安全と円滑化に支障のない範囲でこれを縮小することができる。
 - (3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(2)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
 - (4) 「著名地点(114-B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。
 - (5) 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
 - (6) 「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
 - (7) 案内標識の縁は、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道(120-B)」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号(118の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号(118の2-B・C)」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。
 - (8) 警戒標識の縁及び縁線は、12ミリメートルの太さとする。

和歌山県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 19 号

和歌山県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 歩道等（第 3 条―第 11 条）

第 3 章 立体横断施設（第 12 条―第 17 条）

第 4 章 乗合自動車停留所（第 18 条・第 19 条）

第 5 章 路面電車停留場等（第 20 条―第 22 条）

第 6 章 自動車駐車場（第 23 条―第 33 条）

第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 34 条―第 38 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法第 2 条、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 4 号及び第 13 号、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 2 条並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 116 号）第 2 条に定めるところによる。

第 2 章 歩道等

（歩道）

第 3 条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第 4 条 歩道の有効幅員は、和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成 25 年和歌山県条例第 号）第 13 条第 3 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例第 12 条第 2 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第 5 条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第 6 条 歩道等の縦断勾配は、5 パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の

理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第8条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。

ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とするものとする。

- 2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

（歩道等に設ける排水溝の溝蓋）

第11条 歩道等（縁石を除く。）に排水溝を設ける場合には溝蓋を設けるものとし、その溝蓋は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない構造とすること。

第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第12条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設け

ることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。

(傾斜路)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりや

むを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

(6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中で踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第18条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第19条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

第20条 路面電車停留場の乗降場は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に

支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

- (4) 横断勾配は、1 パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

（傾斜路の勾配）

第21条 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

（歩行者の横断の用に供する軌道の部分）

第22条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

（障害者用駐車施設）

第23条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあつては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあつては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障害者用駐車施設は、次の各号に掲げる構造とするものとする。
 - (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
 - (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（障害者用停車施設）

第24条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 障害者用停車施設は、次の各号に掲げる構造とするものとする。
 - (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
 - (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
 - (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

（出入口）

第25条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次の各号に掲げる構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

（通路）

第26条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。
- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
- (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

（エレベーター）

第27条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
- 3 第13条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。
- 4 第13条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

（傾斜路）

第28条 第14条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

（階段）

第29条 第17条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

（屋根）

第30条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第26条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

（便所）

第31条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造

を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。
 - (4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。
- 2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第32条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 第26条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に掲げる構造とすること。
- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。
- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次の各号に掲げる構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。
- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。
- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第33条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第31条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

（案内標識）

第34条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施

設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。
(視覚障害者誘導用ブロック)

第35条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第36条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第38条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において

は、第 4 条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を 1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第 4 条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を 1メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第 8 条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、この規定による基準によらないことができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第 10 条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 20 号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和 31 年和歌山県条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 21 号

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

南紀白浜空港条例（昭和 43 年和歌山県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第 5 号中「そこなう」を「損なう」に改める。

付則第 2 項中「係る着陸料」の次に「（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 20 項の国内定期航空運送事業に係るものを除く。）」を加える。

付則第 3 項中「前項の規定にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間における」及び「（昭和 27 年法律第 231 号）」を削り、「ついては」の次に「、当分の間」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県海浜公園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 2 号

和歌山県海浜公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県海浜公園設置及び管理条例（平成 6 年和歌山県条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

和歌山県加太ビーチ	和歌山市加太地先
-----------	----------

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表に次のように加える。

和歌山県加太ビーチ	シャワー（温水）
-----------	----------

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 3 号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例（平成 9 年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「201人」を「211人」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 4 号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和 28 年和歌山県条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中第 22 号を第 23 号とし、第 21 号の次に次の 1 号を加える。

(22) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

第 20 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当)

第 20 条の 5 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 44 条に規定する職員が、住

所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

- 2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。
- 3 前2項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第10項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第13条第2項中第22号を第23号とし、第21号の次に1号を加える改正規定及び第20条の4の次に1条を加える改正規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
 - (2) 次項から第4項までの規定 平成25年4月1日
（平成25年4月1日における号給の調整）
- 2 平成25年4月1日において37歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成20年4月1日において教育職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
（人事委員会規則への委任）
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 25 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

(23) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当

第21条の4の次に次の1条を加える。

（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）

第21条の5 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員が、住所又は居所を離れて和歌山県の区域に滞在することを要する場合には、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給する。

2 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則第8項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第15条第2項中第23号を第24号とし、第22号の次に1号を加える改正規定及び第21条の4の次に1条を加える改正規定 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 次項から第4項までの規定 平成25年4月1日

（平成25年4月1日における号給の調整）

2 平成25年4月1日において37歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成20年4月1日において市町村立学校職員の給与に関する条例第12条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（教育委員会規則への委任）

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 26 号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「2, 233人」を「2, 193人」に改め、同条第 3 号中「1, 060人」を「1, 046人」に改める。

第 4 条第 1 号中「4, 045人」を「4, 035人」に、「2, 389人」を「2, 383人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 27 号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「平成25年 3 月31日」を「平成26年 3 月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から第 4 項までの規定は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（平成25年 4 月 1 日における号給の調整）

- 2 平成25年 4 月 1 日において37歳に満たない警察官（同日において警察官でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成20年 4 月 1 日において警察職員の給与に関する条例第 9 条第 1 項の規定により昇給した警察官（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官を除く。）その他当該警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官の平成25年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給上位の号給とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年和歌山県条例第 6 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
(人事委員会規則への委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 28 号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,225人」を「1,227人」に、「643人」を「644人」に、「2,151人」を「2,154人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 22 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 29 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第32項第1号に次のように加える。

ウ 加太ビーチ

種 別	使 用 区 分 及 び 使 用 料	
シャワー（温水）	大人	1人1回につき 300円
	小人	1人1回につき 200円

備考

- 「小人」とは、16歳未満の者をいう。
- 小人のうち大人が同伴する3歳未満の者については、当該大人1人につき1人に限り使用料を免除する。

別表第2第12項を次のように改める。

12 削除

別表第2第17項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「1ほう群」を「1蜂群」に改め、同表第28

項第 1 号を次のように改める。

(1) 法第 3 条第 1 項の規定に基づく風俗営業の許可等の申請に対する審査

区 分	金 額
<p>ア 法第 3 条第 1 項の許可（以下この号において「許可」という。）を受けようとする者</p> <p>(7) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号。以下この号において「政令」という。）第 7 条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第 20 条第 2 項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機（以下この号において「未認定遊技機」という。）がないとき。</p> <p style="margin-left: 20px;">a 3 月以内の期限を限って営む営業</p> <p style="margin-left: 20px;">b その他の営業</p> <p>(イ) ぱちんこ屋又は政令第 7 条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ウ) ぱちんこ屋及び政令第 7 条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p> <p style="margin-left: 40px;">a 3 月以内の期間を限って営む営業</p> <p style="margin-left: 40px;">b その他の営業</p> <p>イ 法第 20 条第 10 項において準用する法第 9 条第 1 項の承認（以下この号において「承認」という。）を受けようとする者</p>	<p style="margin-left: 20px;">1 件につき 15,000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">1 件につき 25,000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">1 件につき (7) a 又は b に定める額に、2,800 円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この号において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600 円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を 2,400 円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機 1 台ごとに 40 円（特定未認定遊技機については、それぞれ第 9 号の表のアの(ウ)の右欄に定める額から 8,000 円を減じた額）を加算した額</p> <p style="margin-left: 20px;">1 件につき 14,000 円</p> <p style="margin-left: 20px;">1 件につき 24,000 円</p>

(7) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合	1 件につき	2,400円
(4) 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合	1 件につき	5,200円 (特定未認定遊技機がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額) に、未認定遊技機1台ごとに40円 (特定未認定遊技機については、それぞれ第9号の表のアの(ウ)の右欄に定める額から8,000円を減じた額) を加算した額

備考

- 1 許可を受けようとする者が同時に他の許可を受けようとする場合における当該他の許可に係る手数料の額は、それぞれアの右欄に定める額から8,600円を減じた額とする。
- 2 法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれアの右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。

別表第2第28項第9号を次のように改める。

(9) 法第20条の規定に基づく遊技機の認定、検定又は試験

区 分	金 額
ア 認定を受けようとする者	
(7) 法第20条第5項の指定試験機関 (以下この号において「指定試験機関」という。) が行う認定に必要な試験 (以下この号において「遊技機試験」という。) を受けた遊技機について認定を受けようとする場合	1 台につき 2,200円
(4) 検定を受けた型式に属する遊技機 (遊技機試験を受けたものを除く。) について認定を受けようとする場合	1 台につき 4,340円
(ウ) (7)又は(4)の遊技機以外の遊技機について認定を受けようとする場合	
a ぱちんこ遊技機	
(a) 入賞を容易にするための装置であつて遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 (昭和60年国家公安委員会規則第4号) で定めるもの	

(以下この号において「特定装置」という。)が設けられているもの(当該特定装置に連続して作動させることができるものに限る。)		
i	マイクロプロセッサ(電子計算機の中央演算処理装置を構成する集積回路をいう。以下この号において同じ。)を内蔵するもの	1 台につき 35,000円
ii	i に掲げるもの以外のもの	1 台につき 16,300円
(b)	特定装置が設けられているもの((a)に掲げるものを除く。)	
i	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき 29,000円
ii	i に掲げるもの以外のもの	1 台につき 16,300円
(c)	(a)又は(b)に掲げるもの以外のもの	1 台につき 14,400円
b	回胴式遊技機	
(a)	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき 59,000円
(b)	(a)に掲げるもの以外のもの	1 台につき 23,000円
c	アレンジボール遊技機	
(a)	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき 35,000円
(b)	(a)に掲げるもの以外のもの	1 台につき 19,000円
d	じゃん球遊技機	
(a)	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき 35,000円
(b)	(a)に掲げるもの以外のもの	1 台につき 19,000円
e	a から d までに掲げる遊技機以外の遊技機	
(a)	マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき 29,000円
(b)	(a)に掲げるもの以外のもの	1 台につき 12,600円
イ	検定を受けようとする者	
(7)	指定試験機関が行う検定に必要な試験(以下この号において「型式試験」という。)を受けた型式について検定を受けようとする場合	1 機種につき 3,900円
(イ)	和歌山県公安委員会以外の都道府県公安委員会の検定を受けた型式(型式試験を受けたものを除く。)について検定を受けようとする場合	1 機種につき 6,300円
(ウ)	(7)又は(イ)の型式以外の型式について検定を受けようとする場合	
a	ぱちんこ遊技機	
(a)	特定装置が設けられているもの(当該特定装	

置を連続して作動させることができるものに限る。)		
i マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,435,000円
ii i に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	438,000円
(b) 特定装置が設けられているもの ((a) に掲げるものを除く。)		
i マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,128,000円
ii i に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	438,000円
(c) (a) 又は (b) に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	338,000円
b 回胴式遊技機		
(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,621,000円
(b) (a) に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	479,000円
c アレンジボール遊技機		
(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,148,000円
(b) (a) に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	482,000円
d じゃん球遊技機		
(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,147,000円
(b) (a) に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	481,000円
ウ 遊技機試験を受けようとする者		
(ア) ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
a 特定装置が設けられているもの (当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)		
(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき	43,300円
(b) (a) に掲げるもの以外のもの	1 台につき	23,100円
b 特定装置が設けられているもの (a) に掲げるものを除く。)		
(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき	36,300円
(b) (a) に掲げるもの以外のもの	1 台につき	23,000円
c a 又は b に掲げるもの以外のもの	1 台につき	21,000円
(イ) 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき	68,300円
b a に掲げるもの以外のもの	1 台につき	30,300円

(ウ) アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき	42,300円
b a に掲げるもの以外のもの	1 台につき	26,300円
(エ) じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき	42,300円
b a に掲げるもの以外のもの	1 台につき	26,300円
(オ) (ア)から(エ)までに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合		
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 台につき	36,300円
b a に掲げるもの以外のもの	1 台につき	19,100円
エ 型式試験を受けようとする者		
(ア) ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
a 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）		
(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,442,000円
(b) (a)に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	445,000円
b 特定装置が設けられているもの（a に掲げるものを除く。）		
(a) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,135,000円
(b) (a)に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	445,000円
c a 又は b に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	345,000円
(イ) 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,628,000円
b a に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	486,000円
(ウ) アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		
a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1,155,000円
b a に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	489,000円
(エ) じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合		

a マイクロプロセッサを内蔵するもの	1 機種につき	1, 154, 000円
b a に掲げるもの以外のもの	1 機種につき	488, 000円

備考

- 1 認定を受けようとする者が同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、アの右欄の規定にかかわらず、アの(ア)の場合にあっては0円とし、アの(イ)の場合にあっては40円とし、アの(ウ)の場合にあってはそれぞれアの(ウ)の右欄に定める額から8, 000円を減じた額とする。
- 2 遊技機試験を受けようとする者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料の額は、それぞれウの右欄に定める額から14, 300円を減じた額とする。
- 3 指定試験機関が行う遊技機試験又は型式試験を受けようとする者は、ウ又はエの手数を当該指定試験機関へ納めなければならない。この場合において、指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

別表第3第3項第2号を次のように改める。

(2) クリーニング業法（以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

ア 法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師の試験の実施

1 件につき 7, 000円

イ 法第6条の規定に基づくクリーニング師の免許の申請に対する審査

1 件につき 5, 600円

ウ クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）第1条第2項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正交付

1 件につき 3, 200円

エ クリーニング業法施行令第1条第3項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付

1 件につき 3, 400円

別表第3第4項第1号ウ中(ウ)から(エ)までを削り、(イ)を(ウ)とし、同表第6項第14号アを次のように改める。

ア CAD

(ア) モデリング 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）
につき 3, 180円

(イ) 解析（設定） 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）
につき 3, 180円

(ウ) 解析（計算） 1 時間（1 時間未満は、1 時間とする。）
につき 400円

別表第3第12項第6号中「みつばち転飼条例」を「蜜蜂転飼条例」に、「1 ほう群」を「1 蜂群」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第1第32項第1号に次のように加える改正

規定は平成25年7月1日から、別表第2第17項及び別表第3第6項第14号アの改正規定は公布の日から施行する。